

論点① 必要な介護サービスを提供できる体制

論点①

(送迎コスト増に対する報酬上の対応)

- 中山間地域等においては、冬期の送迎時間の長時間化など、送迎に係る負担が大きいことを踏まえ、令和8年度老健事業において把握される実態も勘案しつつ、どのような対応が考えられるか。

⇒ 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

対応案

(入浴介助を目的とする短時間サービスの評価)

- 中山間地域等の入浴介助を目的とした介護サービス事業者が存在しない地域であること等を要件に、例外的に通所介護等において、入浴介助を目的とするサービスを認めることを検討してはどうか。

(入浴介助加算の見直し)

- 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件の医師等の訪問について、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して浴室等の環境等を把握する方法について、医師等が訪問することが困難な場合に限定せずに認めることを検討してはどうか。
- また、昨今の水道光熱費等の物価高騰に加えて、人材確保の観点から入浴介助加算の単価設定を見直すことを検討してはどうか。

論点① 必要な介護サービスを提供できる体制

論点①

(入浴介助を目的とする短時間サービスの評価)

- 通所系サービスにおいては、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではないといった通所系サービスの本来の目的に照らし、2時間以上3時間未満の利用については、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であることを要件として可能としている。
- 一方で、現在、中山間地域等においては、訪問入浴介護事業所数は減少傾向にあり、通所介護において短時間で入浴のみを利用したいとの相談があった事業所が約5割であり、そのうちの地域に訪問入浴介護等の入浴介助に係るサービスが不足していることを理由としたものが約1割程度となっている。特に中山間地域等では入浴サービスに係る社会資源が不足しており、利用ニーズの需要は多いものの必要とするサービスが受けられないケースもある。
- 加えて、令和8年地方分権改革に関する提案においても、訪問入浴介護が不足している地域におけるサービスの代替として、通所介護事業所の入浴介助を受けることを目的とした短時間利用を認めるよう明確化が求められている。
- こうしたことを踏まえ、社会資源が不足している中山間地域等において、入浴のニーズを満たすためにどのような対応が考えられるか。

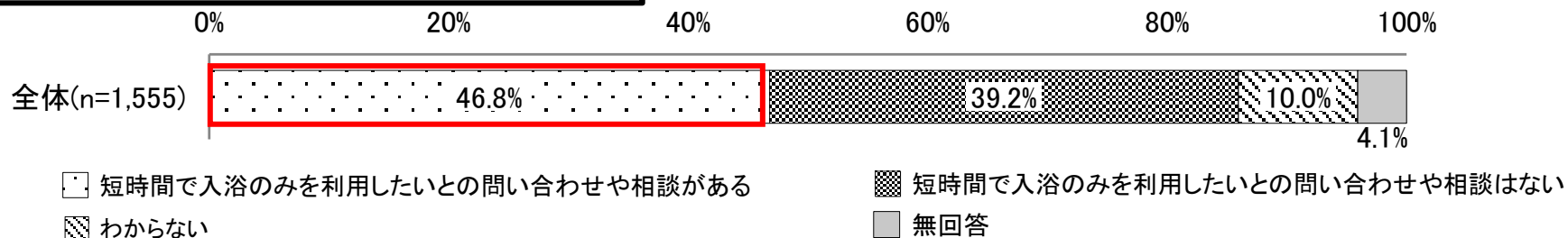
(入浴介助加算の見直し)

- 入浴介助加算の算定の課題として、昨今の水道光熱費等の物価高騰により、報酬単価が実態に見合っていないなどにより、事業所運営に大きな影響を与えている実態がある。
- また、入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴が出来るようになることを目的とし、原則として医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室の環境等を評価することとしているが、算定していない理由として、利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行う医師等の確保・連携や、医師等が利用者宅を訪問し、評価をする時間の確保が困難であるとの意見も多い。
- こうした状況を踏まえ、利用者ケアの質を確保しつつ、人材を有効的に活用するという観点から、入浴介助加算に関する評価の見直しについて、どのような対応が考えられるか。

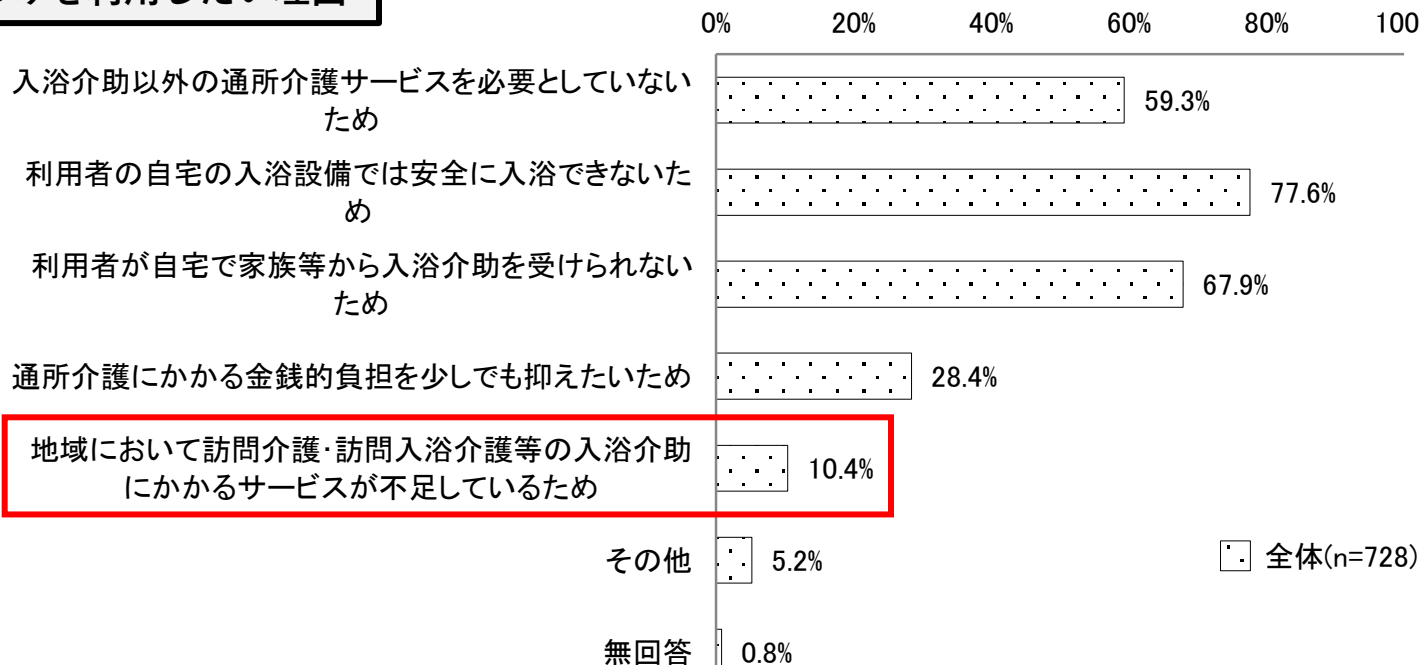
通所介護等における入浴のみの短時間利用のニーズ

○ 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の利用者として、短時間で入浴のみを利用したいとの相談があった事業所は約5割であり、そのうち、地域に訪問介護や訪問入浴介護等の入浴介助に係るサービスが不足していることを理由としたものは約1割程度であった。

通所介護等で短時間で入浴のみを利用したいニーズ



短時間で入浴のみを利用したい理由



事業所の立地する地域別での短時間で入浴のみを利用したい理由

- 中山間地域や離島、農村地域では、他の地域に比べて、地域の訪問介護や訪問入浴介護等の入浴にかかるサービスが不足していることによるニーズが高い傾向にある。

		合計	通所介護等で短時間で入浴のみを利用したいといったニーズがある理由							
			いたサービスをと必要としていない	入浴介助以外の通所介護	ためは安全に自宅の入浴できない	利用者の自宅の入浴設備	利用者が自宅家族等	利用者が自助受けられない	通所介護にでも抑えた	訪問入浴サービスが不足
全体		728 100.0	432 59.3	565 77.6	494 67.9	207 28.4	76 10.4	38 5.2	6 0.8	
(統 合) 域 の 種 類 立 地 す る 地	中山間地域等＋ 離島	54 100.0	30 55.6	43 79.6	37 68.5	12 22.2	13 24.1	4 7.4	0 0.0	
	その他の農村地 域	99 100.0	63 63.6	80 80.8	68 68.7	26 26.3	15 15.2	5 5.1	1 1.0	
	住宅地	517 100.0	301 58.2	398 77.0	346 66.9	147 28.4	43 8.3	25 4.8	5 1.0	
	都市地域・市街 地	53 100.0	35 66.0	39 73.6	40 75.5	20 37.7	4 7.5	4 7.5	0 0.0	